令和８年度第３回　観光プロモーションに関する分科会　次第

日　時：令和８年１１月９日(月) 午後２時～
場　所：産業経済部会議室
議　題：１　事業報告について（荒川ユナイトーク、Arakawa　Pride　Lab）
　　２　荒川区の旅館業・住宅宿泊事業について

１　事業報告について（荒川ユナイトーク、Arakawa　Pride　Lab）
　【資料１】荒川ユナイトークvol.1実施報告書
　【資料２】Arakawa　Pride　Lab事業報告書

２　荒川区の旅館業・住宅宿泊事業について
　【資料３】荒川区の旅館業・住宅宿泊事業について

３　今後の進め方について

４　その他

（配付資料）
　【資料１】荒川ユナイトークvol.1実施報告書
　【資料２】Arakawa　Pride　Lab事業報告書
　【資料３】荒川区の旅館業・住宅宿泊事業について

資料１

2026 年 9 月 25 日
NPO 法人 TOKYO L.O.C.A.L

「荒川ユナイトーク vol.1」実施報告書

「荒川ユナイトーク」は、荒川区の最大の魅力である「人」を観光資源とし、地域住民や事業者、学生が自身の「夢」や「地域活性」「復興への想い」を語るスピーチイベントです。飲食を交えた温かい空間で世代を超えた交流を生み出し、コミュニティの活性化を図るとともに、SNS 等を活用した区内外への多角的な情報発信を通じて、新たな関係人口の創出や観光振興、次世代の担い手育成に寄与することを目的として企画しました。

本イベントは、2025 年 11 月開催のプレ開催（荒川ユナイトーク Vol.0）を経て、独立イベントとしては今回が初開催となります。

1｜イベント概要

イベント名	荒川ユナイトーク vol.1
主催	NPO 法人 TOKYO L.O.C.A.L
後援	荒川区
開催日時	2026 年 9 月 12 日（土）14:00 開場／14:30～17:30
会場	TOKYO L.O.C.A.L BASE（東京都荒川区町屋 1-3-12）
参加費	無料（会場内に任意の物販あり）
トークテーマ	「復興支援」「地域活性」
来場者数	43 名
来場者内訳	地域企業関係者、登壇者のご友人・ご家族、地域住民など、登壇者を応援するみなさま

2｜登壇者・プログラム　※登壇者名は、個人情報保護のため、非掲載としています。

世代を超えた 5 名のチャレンジャーが登壇しました（敬称略）。

順番	登壇者	プレゼンタイトル・概要
1	登壇者①	**タイトル：**「地域は、人と人とのつながりでできている。～挨拶からはじめる地域活性化～」 地域活性化は身近な「挨拶」から始まると提起しました。店舗経営等の実体験を通じ、日常の小さな声かけが人と人を繋ぐ第一歩になると実感されました。便利な現代だからこそ、挨拶から関係性を構築し、

※登壇者名は、個人情報保護のため、非掲載としています。

		安心して暮らせる地域を作ることの重要性について提起しました。
2	登壇者②	**タイトル：**「私の第二の実家」 静岡から上京後、もんじゃ焼き屋での温かい交流を通じて荒川区を「第二の実家」と感じた体験を共有されました。学生目線から、自発的な挨拶、個人店の開拓と友人への紹介、学園祭での地域交流という3つの行動を提案し、下町の人情を次世代へ繋ぐ決意を語りました。
3	登壇者③	**タイトル：**「All ways Lucky!～我々はラッキーだ～」 過去の失敗も未来の糧に変え、「All ways Lucky!」という経営理念を共有されていました。ご自身が経営する事業を誰もがモノづくりを楽しめる体験の場とし、区外から人を呼び込む強い会社を創ることが、地域活性化に繋がると力強く語りました。
4	登壇者④	**タイトル：**「まずは知る事、そして話す事」 1歳の頃から復興支援イベント「ONE HEART SHOWER」に参加し、福島での同世代との交流を通じて災害について深く考えた経験を発表しました。将来は母と同じ助産師として災害時にも役立ちたいという夢を語り、まずは自ら災害について「知り」、様々な人と「話す」ことの大切さを伝えました。
5	登壇者⑤	**タイトル：**「人と人とのつながりで社会を創る×第一次産業～第一次産業をもっともっと知ってもらいたい～」 宮城県での探究活動を通じ、遠い存在だった第一次産業とそこで働く人々の想いに触れた経験を共有されました。学ぶ・体験する・楽しむ・還元するという4つのステップを通じた農業体験を提案し、一次産業を通じた社会との繋がりや地域活性化の可能性を提案しました。

当日の進行スケジュール

13:30	開場
14:30	ユナイトーク オープニング
14:45	登壇者①
15:00	登壇者②
15:15～15:35	歓談タイム（20分）
15:35	登壇者③
15:50	登壇者④
16:05～16:25	歓談タイム（20分）

※登壇者名は、個人情報保護のため、非掲載としています。

16:25	登壇者⑤
16:35～17:15	歓談タイム
17:15	エンディング
17:30	閉場

3｜メッセージカードの取り組み



実際に使用したメッセージカード



来場者より登壇者に送られたメッセージ

本イベントでは、「登壇者を応援し、夢の実現を後押しする取り組み」として、来場者が登壇者へ向けたメッセージカードを記入し、専用 BOX へ投函する仕組みを取り入れました。記入いただいたメッセージは運営スタッフより後日各登壇者へお渡ししています。

来場者からのメッセージ（一例）

- 誰しも、「世界を変える力がある！」そう信じています。一歩ずつ、自分らしく、進んで下さい
- すてきなお話でした。荒川区と友好交流都市が全国にあるので、教育や地域・文化・スポーツ部と連携したら、より友好交流都市と荒川を近付けつつ〇〇さんの案を実現可能だと思いました。
- 内容もですが、声と抑揚がとても素敵でした。
- 自分の体験で、どう自分の考えが変わったか、ということを上手に伝えていただと思います。
- 実体験からの提案に説得力がありました！

4｜当日の会場の様子

<table>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

5｜今後に向けて

- 後援申請の条件として、スピーチ内容（スライドまたは動画）の公開が必要となるため、LP・SNS 等での公開を予定。
- 独立イベントとしては初開催となったが、前回（Vol.0）に続き学生の参加もあり、世代を超えた交流の場として手応えを得た。

- **次回開催に向けて、登壇者エントリーの周知（区内在住・在校の方、学校関係者向け）を継続予定。**

以上

資料２

第１回 ARAKAWA PRIDE LAB　事業報告書

１.事業概要

事業名称：第１回ARAKAWA PRIDE LAB～ぼくらのまちは、ぼくらがつくる。～

日時：2026年 9 月 5 日(土) 9:00～16:00

実施内容：①地域にゆかりのある施設の見学・体験・インタビュー、②学習内容を踏まえたグループ討論及び発表

会場：サンパール荒川第３集会室

見学施設：泪橋大嶋屋提灯店、あらかわ遊園、尾久ssの原公園、日暮里駅前イベント広場

学習内容：①伝統工芸の歴史と継承方法、②国内有数の公立遊園地の役割と荒川区の観光資源の発信方法、③公園が持つ都市環境の維持機能及び災害時に果たす役割、④首都圏において荒川区が果たす交通上の役割、貨物鉄道・都電荒川線の特色

主催：ARAKAWA PRIDE LAB実行委員会

後援：荒川区、荒川区教育委員会

協賛：荒川JC OBOG会、株式会社晴れる屋、公益社団法人荒川法人会青年部会、東京荒川西ライオンズクラブ、東京荒川ライオンズクラブ、東京荒川ロータリークラブ、東京リバーサイドロータリークラブ(五十音順)

協力：公益社団法人東京青年会議所荒川地区

２. 参加者数

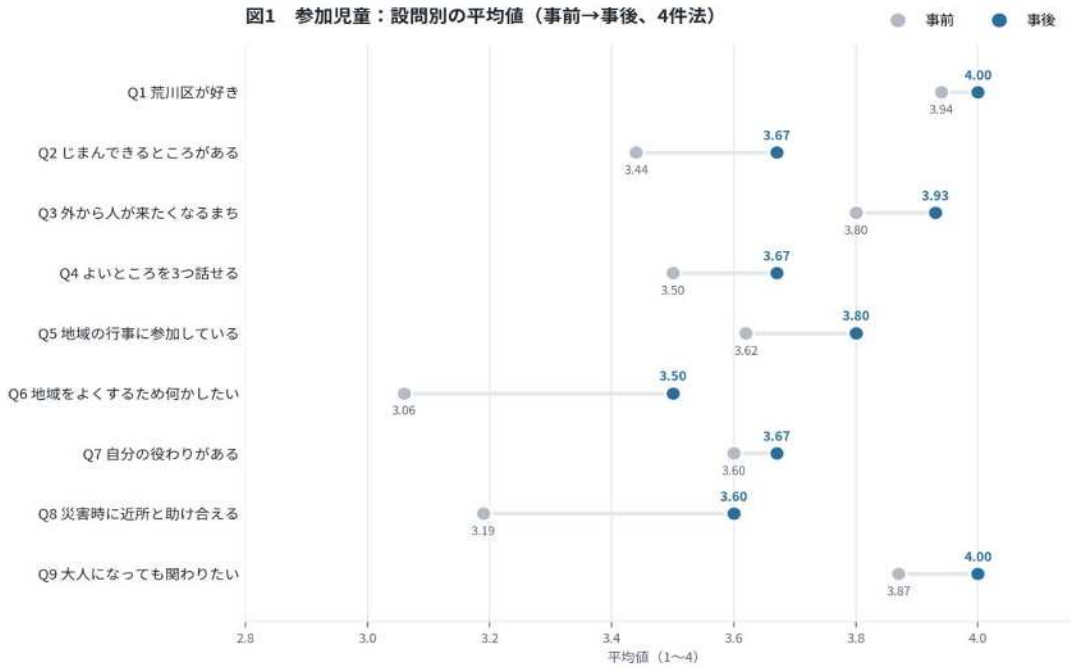
参加児童 26 名、保護者 20 名

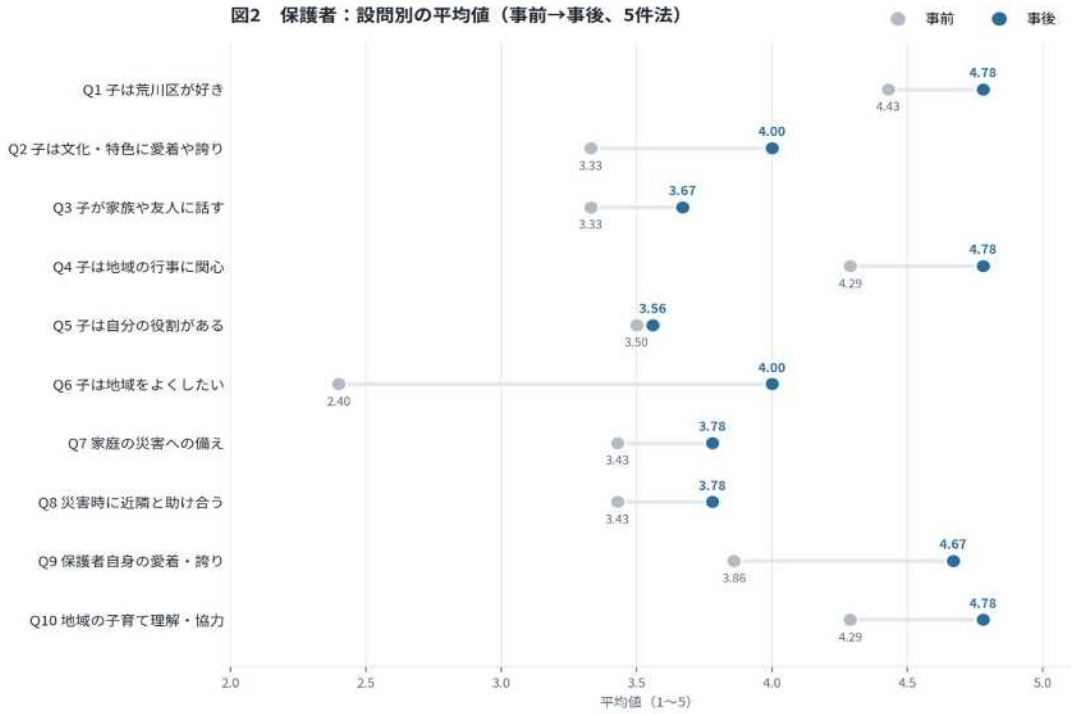
ボランティア 2 名、公益社団法人東京青年会議所 11 名

来賓 2 名（東京都議会議員1 名、荒川区SNSシティープロモーター1 名）

３.アンケート結果

本事業の効果測定として、参加児童および保護者を対象に事業の前後で同一設問によるアンケート調査を実施した。主要な結果は以下のとおりである（詳細は別紙アンケート結果報告書を参照されたい)。





■ 結論 1　児童・保護者ともに、全設問で平均値が上昇した

児童は共通設問 9 問すべてで、保護者は共通設問 10 問すべてで事後の平均値が事前を上回った。児童の合計得点は 32.79 点→34.50 点（36 点満点、＋1.71 点、効果量 g=0.73）、保護者の 10 項目平均は 3.68→4.18（5 点満点、＋0.50、g=1.06）であり、いずれも中〜大の効果量である。保護者側は統計的にも有意であった（p=0.044）。

■ 結論 2　最大の伸びは「参画意欲」に現れた

児童設問 6「地いきや社会をよくするために、何かしてみたいと思う」は＋0.44（肯定率 31.2%→57.1%）と児童側で最大の伸びを示した。同じ内容を保護者に尋ねた設問 6 は 2.40→4.00（＋1.60、p=0.020）と、全設問中で最も大きく、かつ統計的に有意な変化であった。児童本人の自己評価と保護者による観察が同一方向を指しており、本事業の主効果は「参画意欲の喚起」にあったと判断できる。

■ 結論 3　防災分野と「家庭への持ち帰り」が共通の弱点として検出された

児童の事後設問で最も低かったのは設問 13「ぼうさいのことがよくわかった」（3.33）であり、保護者の事業評価で最も低かったのも設問 16「防災・安全について学ぶ機会として有意義だったか」（4.44）であった。また児童設問 14「今日知ったことを家の人や友だちに話したい」（3.47）と保護者設問 3「子が荒川区のことを家族や友人に話す様子」

（3.67）も、それぞれの中で下位に位置する。児童側・保護者側の双方から同じ 2 点が弱点として指摘されており、次年度の改善対象として優先度が高い。

■ 結論 4　保護者自身への波及効果が確認された

保護者設問 9「保護者ご自身は、荒川区の文化や特色に愛着や誇りを感じますか」は 3.86→4.67（＋0.81、p=0.028）と有意に上昇し、肯定率は 71.4%→100%となった。定住意向（問 A）も「住み続ける」が 5/7 件（71.4%）→8/9 件（88.9%）へと増加している。児童向け事業でありながら、保護者世代のシビックプライドにも波及したことを示す結果である。

■ 結論 5　事業そのものの評価は極めて高い

保護者による事業評価 7 項目は平均 4.44〜4.89（5 点満点）で、「来年度も参加させたい」4.89、「他のご家庭にもすすめたい」4.78、いずれも肯定率 100%であった。児童の「今日のイベントは楽しかった」は回答者全員が最高評価（平均 4.00）である。

5．今後の展開

本事業を単年度の取り組みで終わらせることなく、実行委員会形式を継続しながら、行政・教育機関・地域企業・商店街・各種団体等との横断的な連携を深め、地域全体で子どもたちの成長を支える事業へと発展させる。

① 実行委員会形式による継続的な事業運営

実行委員会を事業運営の中核として維持し、特定の団体や担当者に依存しない継続的な運営体制を構築する。事業の成果や課題、運営ノウハウを蓄積・共有し、次年度以降の改善につなげる。

② 分野を横断した連携体制の構築

観光・教育・防災・地域経済など、分野の異なる関係者を横につなぎ、それぞれの知見や地域資源を活かした事業を企画する。協力依頼にとどまらず、企画段階から意見を交わすことで、複数の分野に波及する取り組みを目指す。

③ 多様な関係者との共創による事業の発展

行政・学校・地域企業・商店街・シティープロモーター・地域団体等が、単なる協力者ではなく事業づくりの担い手として参画できる仕組みを整える。子どもたちの地域への愛着

と主体性を育みながら、地域全体で次世代を育てる持続可能なモデルの構築を目指す。

今後の方向性

「実行委員会が企画し、関係者が協力する」体制から、「実行委員会を共創の基盤として、関係者が企画段階からともに事業を構築する」体制へ発展させる。

４.当日の風景






御用
荒川区
祭


BROOKLYN
JCI
FILA


開催中



資料3

荒川区の旅館業・住宅宿泊事業について

～区民の安全・安心を第一とした適切な推進に向けて～

令和８年１１月９日
健康部生活衛生課

1　荒川区を取り巻く環境（背景）

訪日外国人の急増と空き家問題

平成28年頃から、訪日外国人観光客の急増による宿泊施設の不足が深刻化する一方、
超高齢社会の進行に伴う空き家問題の解決策としても民泊が注目を集めた。
これに伴い、住宅宿泊事業法や旅館業法などの法整備が進められた。

地域トラブルへの懸念と要望

道路幅の狭いところや住宅密集地への旅館・ホテルの進出増加が予想され、
ごみの出し方や騒音、生活習慣の違い等による様々なトラブルの発生が懸念された。

全地区町会長からの要望書提出（平成30年6月）

旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の許可に関する要望書が全地区町会長から提出され、適切なルールづくりの必要性が高まった。

区の基本方針と環境整備

区民の安全・安心を第一に考え、
旅館業（民泊含む）を適切な状態で推進できるよう、
状況の変化に合わせて条例改正をはじめとした環境や体制を継続的に整備した。

2　旅館業の定義

旅館業

「旅館業」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業であり、反復継続の意思を持ち、社会性を有して行われる場合に適用される。

1　宿泊料を受けていること
2　寝具を使用して施設を利用すること
3　施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあること（社会通念上）
4　宿泊者が生活の本拠を有さないこと

種別	定義・概要	具体例
旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で簡易宿所営業以外のもの	ホテル、旅館など
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊させる営業	カプセルホテル、ユースホステル、山小屋など

●旅館業開業のプロセス

ステップ１
標識設置・届出
近隣周知・説明会開催

▶

ステップ２
安全に関する協議完了
結果報告書提出

▶

ステップ３
区へ許可申請
関係機関照会・施設検査

▶

許可・開業

３　住宅宿泊事業（民泊）の定義

住宅宿泊事業

民泊とは旅館業法の許可を受けて旅館業を営む者以外の者が宿泊料を受けて「住宅」に人を「宿泊」させる事業であって、人を宿泊させる日数が１年で１８０日を超えないものをいう。

🏠 届出住宅の要件

- 台所・浴室・便所・洗面設備等の生活必需設備があること
- 「現に生活の本拠として使用」「入居者募集中」「随時居住用に供されている」のいずれか

⚠ 区独自の制限・ルール

- 区全域で月曜正午～土曜正午の間は営業不可（祝日正午～翌日正午除く）
- 近隣住民への事前周知（７日前まで）が必要
- 家主不在型で民泊を営業する場合は、住宅宿泊管理業者が住宅から概ね１㎞以内の営業所等に常駐する義務
- 届出された民泊の公表

４　主な条例改正（旅館業）

旅館業

安全・安心なまちづくりのため、状況の変化に合わせて段階的に条例改正を実施した。

平成30年5月 改正

①事前の標識設置及び住民説明会
②営業者の遵守事項
（適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること）
③罰則の制定（常駐命令違反：５万円以下の過料）

平成31年3月 改正

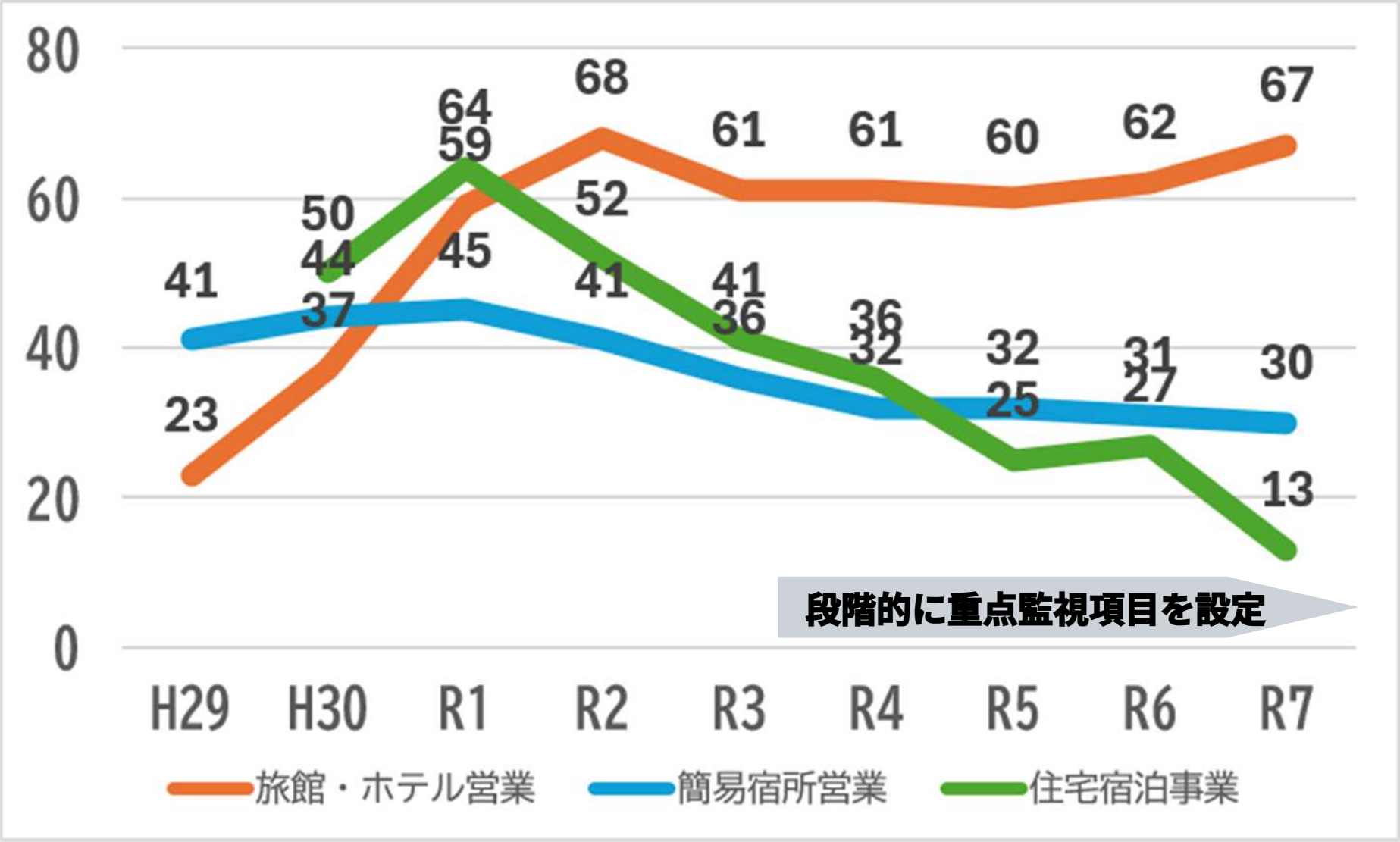
①旅館業の計画について、説明会等の際に近隣住民の理解を得るよう努めることを定めた
②旅館部分と人の居住用スペースの出入り口等の動線を分けることを定めた

令和4年3月　改正

①施設名称の掲示
②廃棄物保管設備の設置
③営業従事者の常駐場所と便所等の設備を設置することを定めた
④客室の定員について、１客室に宿泊させる宿泊者の人数を有効面積
　３．０㎡以上から有効面積３．３㎡以上
（ベッドを置く場合は、有効面積４．５㎡以上）へ
⑤客室と他の客室・廊下等との境を壁などで明確に区画すること、
　ロビーの設置（６．３㎡以上）を定める
⑥便所の手洗いを設置

5　宿泊施設件数の推移

旅館業・住宅宿泊事業



６　令和８年度　旅館業法施行条例　一部改正の背景と目的 旅館業

宿泊施設の適正運営と、地域の生活環境・宿泊者の安全衛生を確保

これまでの運用　平成29年の旅館業法改正・住宅宿泊事業法を受け、
区民の安全と宿泊者の衛生を重視した厳格な条例を運用

常駐義務の違反　小規模旅館で違反が散見され、特別区全体でも対応が課題

近隣への影響　住宅街で、ごみ・騒音等への苦情や住民の不安が増加

サウナの安全　事故の再発防止に向け、安全基準の整備が必要

改正の目的　適正運営の確保、生活環境の保全、安全・衛生の向上

7　近年の課題

旅館業

小規模旅館の常駐義務違反と、増加する近隣からの相談・苦情に対応

令和７年度の状況

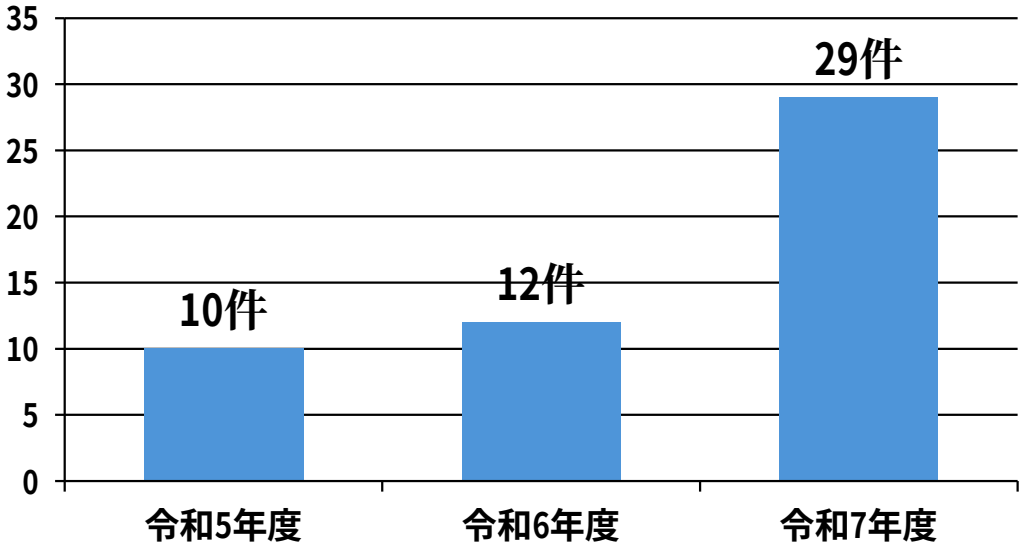
不適旅館10施設のうち

小規模旅館が9施設

常駐義務違反は9件

住宅街では、ごみ・騒音等を背景に
近隣住民の不安や反対の声が生じている。

相談・苦情件数



対応の方向性：小規模旅館の新設抑制と、実効性ある管理・安全基準の確保

８　旅館業法施行条例　一部改正案①　構造設備基準　旅館業

施設規模と宿泊定員の基準を見直し、適正運営を促す

項目	改正案の基準
総客室の延床面積	200㎡以上
客室数（旅館・ホテル営業）	10室以上

改正のねらい　常駐義務違反への対策と、住宅街における小規模旅館の新設抑制

防火等の基準が強化される規模への誘導

９　旅館業法施行条例　一部改正案②　管理・安全基準　旅館業

衛生管理、緊急時対応、事故防止に必要な基準を整備

従事者用便所	流水式手洗い設備の設置を義務化
階層式寝台	旅館・ホテル営業にも規定を整備
代理人の選任	国内住所を持たない個人・外国法人に、国内住所を持つ代理人の選任を義務付け
サウナ室	扉の安全構造、内部確認窓、非常通報設備、温度計、点検・整備を基準化

期待効果：感染症予防、衛生管理の向上、緊急時対応の強化、事故の未然防止

10　関連条例の改正

住宅宿泊事業他

住宅宿泊事業（民泊）・公衆浴場についても、関連する基準を見直す

対象	主な改正内容
住宅宿泊事業 （民泊）	・事前周知期間を７日から30日に延長 ・近隣住民から求めがあった場合、計画説明を行い、理解を得るよう努めることを規定 ・国内住所を持たない個人・外国法人に、国内住所を持つ代理人の選任を義務付け
公衆浴場	サウナ室の安全措置基準を追加

11　令和８年度　条例改正案の概要・まとめ

旅館業・住宅宿泊事業

宿泊施設の適正運営と、地域の生活環境・宿泊者の安全衛生を確保

背景・課題

旅館・ホテル営業は67施設から増加する見込み

令和７年度の常駐違反は9件、相談・苦情は29件に増加

主な改正案

構造設備：総客室延床面積200㎡以上、10室以上

管理・衛生：従事者用便所の手洗い設備、階層式寝台の基準を整備

代理人：国内住所のない個人・外国法人に国内代理人の選任を義務付け

サウナ：扉・確認窓・非常通報設備・温度計、点検・整備の基準を整備

関連条例

民泊は事前周知を7日から30日へ延長し、求めに応じた計画説明を規定

国内住所を持たない個人・外国法人に、国内住所を持つ代理人の選任を義務付け

公衆浴場にもサウナの安全措置基準を追加

今後の予定

令和8年11月6～27日 パブリックコメント、令和9年2月 議会審査等

令和9年7月1日 改正条例施行予定

適切な規制により区民の安全・安心と、利用者の安全性向上及び良好な生活環境の維持を目指す